

**Q1. 奈義町の共同墓を利用できるのは誰ですか？**

**A1. 本町に住所又は本籍を有する方**

死亡時において本町に住所又は本籍を有していた方の焼骨を埋蔵される方

町内の墓地に埋蔵されている焼骨を共同墓に改葬される方

**Q2. 生前予約はできますか？**

**A2. 本町に住所を有している 65 歳以上の方が生前予約することができます**

(※生前予約の場合は、必ずご自身の焼骨埋蔵を行っていただく埋蔵責任者を選任)

**Q3. 使用料金はいくらですか？**

**A3. 焼骨 1 体 50,000 円**

ただし、改葬等により複数の焼骨を埋蔵する場合は、納骨袋 1 袋につき 50,000 円

**Q4. 申し込みの際に必要な書類は何ですか？**

**A4. 一般的に必要な書類は以下の通り(申請区分により異なる)**

申請者または埋蔵される方の住所、本籍、関係がわかるもの

(戸籍謄本、住民票の写し、被埋蔵者の住民票の除票の写しなど)

火葬許可証 or 改装許可証

**【申請区分ごとに必要な書類は次のとおり】**

**●本町に住所又は本籍を有する方**

申請者個人の住民票の写し(町外在住者は、本籍記載のもの)

被埋蔵者の住民票の除票の写し

**●死亡時において本町に住所又は本籍を有していた方の焼骨を埋蔵される方**

申請者個人の住民票の写し

被埋蔵者の住民票の除票の写し(町外在住であった場合は、本籍記載のもの)

**●町内の墓地に埋蔵されている焼骨を共同墓に改葬される方**

申請者個人の住民票の写し

被埋蔵者の住民票の除票の写し

被埋蔵者の埋蔵証明書(墓地管理者が証明)

**●本町に住所を有している 65 歳以上の方(生前予約の場合)**

申請者個人の住民票の写し

埋蔵責任者の住民票の写し(町外在住者は本籍記載のもの)

Q5. 焼骨と一緒に写真や遺品を埋蔵することは可能ですか？

A5. 焼骨以外を埋蔵することはできません。

Q6. 納骨後に遺骨を取り出すことは可能ですか？

A6.一度納骨した遺骨は取り出すことができません。

Q8. 申し込みの受付期間はいつですか？

A8.令和8年1月5日(月)から随時受付

Q9. 管理料はいくらですか？

A9. 管理料はかかりません。使用料のみです。

Q10. 宗教や宗派の制限はありますか？

A10.ありません

Q11. 改葬しようと考えていますが、現在使用している墓地に何人分の焼骨が入っているかわかりません。

人数等知る方法はありますか？

A11. 現在使用している墓地管理者にお問い合わせください。墓地、埋葬等に関する法律及び施行令では、墓地の管理者は死亡者の名前や埋蔵年月日を記載した帳簿を備えることと定められています。

Q12.生前予約の場合の埋蔵責任者は親族以外の友人などでも選任できますか？

A12. 選任できます。選任される方の同意があれば、続柄は問いません。

Q13. 生前予約での共同墓の使用が決まりましたが、その後町外に転出することになりました。

使用権はどうなりますか？

A13.使用権は残ります。

住所変更等、申請時から変更があった場合、記載事項変更届を提出してください。

Q14. 支払った使用料は返還されますか？

A14. 使用料の返還は行いません。ただし、生前予約の場合において、やむを得ない理由がある場合は還付することができますが、原則還付しません。

(※やむを得ない理由とは、何らかの災害や事故等で遺骨がない場合などを想定)

Q15.献花、果物等のお供えはできますか？

A15.可能ですが、お参り後は必ずその日のうちに持ち帰りください。

Q16.改葬許可申請書に必要な墓地管理者の証明とは？

A16.現在の埋蔵場所の管理人の証明で、埋葬・納骨の事実を証明するものです。

管理人が不在の場合は、お墓を管理されていた方で構いませんが、奈義町内の場合は、各地区長に証明してもらってください。

Q17.土葬の場合はどうしたらいいでしょうか

A17.遺骨が土に還っている場合は、改葬許可証が発行されないため、共同墓に埋葬はできません。

遺骨が残っており、共同墓へ埋葬する場合は、洗浄し、改めて火葬が必要となります。